

現行プランの評価一覧（案）

資料4
令和4年11月10日
令和4年度第1回千代田区
生物多様性推進会議

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部課における 評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案	
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み				
短期目標1	行動計画1	①緑地の指定 【重点】	生物多様性の中核地や、生きものの分布拡大に資する拠点として、緑の基本計画などで緑地を指定し保全します。	景観・都市計画課 (環境政策課)	公園等において、生物多様性の中核地や分布拡大に資する拠点性の調査を行い、緑の基本計画などで緑地として指定し保全します。	○大規模開発などの計画における千代田区景観まちづくり条例に基づく事前協議の際に、外来種ではなく在来種を植樹するように指導を行っている。東京都環境局が示している「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」を参考に、設計者に助言している。 ●緑の基本計画の改定は千代田区都市計画マスタープランの関連部分と合わせることが望ましいことから、その改定に合わせて検討・協議することが必要。	○区内の緑地の保全・維持・改善の継続の必要性について、「重要だと思う」の回答率が約83%と最も高かった。（設問Q10） ○緑地の維持管理活動・生物多様性の保全活動への参加意識では、「活動は知らなかったが参加してみたい」の回答率が約47%で最も高かった。「活動があることを知っており参加したことがある」の回答率は約4%と最も低かった（設問Q11）。	●千代田区都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を踏まえた具体的取組を記載する。 ●今後、緑の量とともに都市計画マスタープランに記載の江戸の遺構を骨格とした緑と水辺、都市生活を豊かにする空間デザインに基づき、「緑の質の向上」を図ることを記載。 ●区として民地も含めた生態系ネットワーク上重要な場所や地域を図化・公表することが、企業等による民有緑地のOECM認定や各種緑地認証取得の意思決定や根拠に役立つものとなる。 【継続】 生態系ネットワークの形成及び強化に資する取組であることから<1-1>に位置づける
		②大径木の保存	生物多様性に寄与する大径木を保存するための制度を構築します。	環境政策課	民有地にある大径木を保存するための制度についての検討を進めます。	○保存制度策定に向けた庁内検討会を開催し、意見交換を行った。 ●庁内検討会において課題が出たため、引き続き関係部署と調整しながら保存制度の検討をしていく必要がある。	●緑地の保全や維持に関心が高いものの、活動する場の情報提供が不十分であると考えられる。参加意欲にあった情報提供が必要である。	●大径木の保存制度構築へ向けた基礎資料とするため、平成28～30年度にかけて現状調査を実施。また保存制度の検討について庁内の意見交換等実施している。 ●景観法に基づく「景観重要樹木」指定の制度が類似の制度として既に運用されているため、その枠の中で大径木についても取り扱っていくこととする。 【削除】 他制度で担保する
		③アダプトシステムの推進	道路や公園の清掃活動や草花の手入れなどを行うアダプトシステムを推進します。	道路公園課	道路・公園等の清掃活動や草花の手入れなどを行うアダプト制度の活用について、広報活動に努めます。	○地域主体で草花の植え替え等を行っており、一年を通し、季節に応じた草花に触れ合える環境が整っている。 ●参加人数が少なくなっている場所については、範囲の再検討が必要。		●平成25年度からこれまで毎年、公園や道路（合計15箇所ほど）で草花の植え替えを実施している。 ●区外からの関わりのある主体・個人に対しても事業者・教育機関などを通して参加を呼びかける。 【削除】 これまで一定の成果がみられるため担当部課の対応で担保する
	行動計画2	④生物多様性表彰制度の創設	個人や事業者などの生物多様性に関する優秀な取組みを表彰します。	環境政策課	平成27年度に制度を構築し、ちよだ生物多様性大賞を実施します。	○PR方法について、広報紙・区HP・フェイスブック・ツイッターのほか、委託業者に依頼してメーリングリストによる周知をしたり、副校長会で応募の呼びかけを実施した。 ●応募件数が少ないため、再度周知方法等を検討し、取組みのすそ野を広げていく必要がある。 【今年度の取組内容】 応募期間：令和4年6月1日～11月30日 現在の応募状況：3件		●戦略策定以降、制度が構築され、運用している。直接的な呼びかけにより応募件数の増加を目指す。 ●中小企業や街中のちょっとした緑や取組にも応募への呼びかけを行い、生物多様性向上への取組や認知のすそ野を広げる。 ●生態系ネットワークの形成及び強化、OECM認定の推進に資する取組であるが、応募件数が少なく、中小企業やちょっとした緑までのアプローチが不十分であることから応募基準や広報の見直す。 【見直し】 <1-1>に位置づける

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部署における評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
行動計画3	⑤生きものに配慮した公園づくりや街路樹整備の推進【重点】	区内の区立公園、児童遊園、こどもの広場といった公園や街路樹において、都市緑化植物ガイドラインを活用し、樹種選定や植栽配置・管理方法の工夫などにより、生きものの生息に配慮した緑化を推進します。 また、国や都、隣接する自治体が管理する区内外の街路樹についても、同様の取組みへの協力・連携を呼びかけます。	道路公園課	道路・公園の整備計画において、都市緑化植物ガイドラインを基に、生物の生息環境に配慮した整備計画を実施します。	○錦華公園の改修計画に、生物の生息環境をなるべく保存する為、園内樹木を活かした計画内容にしている。 ●樹木の選定や伐採については、沿道の状況を踏まえ地域と協議しながら慎重に行う必要がある。	○区内の身近な自然について、「豊かなので、このままの状態を維持してほしい」（回答率約36%）「豊かだが、さらに充実させた方がよい」（回答率約48%）の合計の回答率は約84%で高い割合であった（設問Q3）。 ○以前より生物多様性への配慮が充実した・改善した場所では、「特になし」の回答数が最も多かった。（設問Q13） ●「豊かだが、さらに充実させた方がよい」が最も高い回答率であり、これまでの区の取組や、事業者等への協力を一層推進していくことが必要である。 ●取組を行っているものの、効果や成果の説明・情報発信が不十分で、区民に理解されていない可能性がある。	●街路樹が果たす役割を緑のネットワーク図等を活かして、広く理解を促す。 【継続】 生態系ネットワークの形成及び強化、OECM認定の推進に資する取組であることから<1-1>に位置づける
	⑥ビオトープづくりなどの推進	区内の公園、学校や庁舎等、公共施設において、ビオトープづくりを進めるなど、生きものの生息空間づくりを推進します。 また、区内事業者などによる、その地域や立地条件に合った生きものの生息空間づくりを支援します。さらに環境省が策定中の「千鳥ヶ淵環境再生プラン」についても、協力していきます。	道路公園課（公園）	公園改修等の際、ビオトープ設置について検討を行います。	○錦華公園改修計画において、整備を検討中。 ●生きものの生息地や遊具、広場等を共存させるためには、地域の理解が必要である。	○区有施設の新規計画がなかったことから、今後の検討を行った。 ●引き続き、区内事業者などに対し、ヒートアイランド対策助成制度の周知を行っていく必要がある。	●緑のネットワークの現状を踏まえた緑地、ビオトープの配置を検討し、設置にあたっての地域の理解を促す。 【継続】 生態系ネットワークの形成及び強化に資する取組であることから<1-1>に位置づける
			環境政策課（助成）	公共施設の整備、改修に合わせた緑地の整備を所管部署と協議します。ヒートアイランド対策助成制度を周知し、制度の活用を図ります。（助成制度の詳細は⑩）	○お茶の水小学校、幼稚園は、従来の校舎には、ビオトープがなかったが新しい校舎には、屋上に設置を計画 ●整備計画、令和5年5月竣工予定		●区内事業者、学校等の施設を区内も持つ主体に対して、制度と活用によるメリットについて一層の周知を図る。 【継続】 生態系ネットワークの形成及び強化に資する取組であることから<1-1>に位置づける
⑦地区計画制度の活用	地区計画に生物多様性の視点を取り入れます。	◆景観・都市計画課 麴町地域まちづくり課 神田地域まちづくり課	生物多様性の視点を導入するに当たり、法との適合性や基準等の調査・検討等を行い、地区特性に応じた生物多様性のあり方を検討し、関係権利者との合意のもと地区計画制度を活用していきます。	○地区計画区域内における行為の届出にあたり、景観指導と併せて外来種ではなく在来種を植樹するよう誘導した。 ●基準を作成するにあたり、緑の基本計画と関連させることが望ましいことから、その改定に合わせ検討・協議することが必要。 植栽の配置には風対策などの目的があるものもあることから全てを生物多様性に配慮することは難しい場合も想定される。このため、地区計画に具体的に定めるだけでなく、運用基準を策定するなど運用側での検討も必要。	○在来樹種を使った緑地が増えることが生物多様性の向上にとって重要かについて、「重要だと思う」の回答率が約71%と最も高かった。（設問Q14） ●引き続き、在来樹種の植栽を推進することが重要である。	●平成26年度から地区計画における緑化施設の誘導を実施するとともに、運用基準を検討してきた。 ●緑の基本計画の「2. 地域別緑の整備方針」に沿って、計画地における整備計画へ生物多様性の視点の導入を促す。 【削除】 「緑の基本計画」で担保する	

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部署における評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
短期目標II 行動計画4	⑧基本計画の見直し	区の基本計画の見直しの際に、積極的に生物多様性の視点を取り入れ、各施策への浸透を図ります。	◆企画課	平成25年度に策定した「基本計画改定方針」に基づき、生物多様性の視点を踏まえながら、平成26年度に「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第3次基本計画2015-」を策定しました。策定した計画に基づいて生物多様性の推進が図られるよう、計画に掲げた施策の目標の進捗管理を行っていきます。	○これまでの行政評価の取組みも踏まえ、ちよだみらいプロジェクトの計画期間である令和6年度まで、どのように進捗管理を行っていくのかなどを検討し、行政評価制度を再構築しました。 ●「生物多様性の推進」が図られるよう、「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた施策の目標の進捗管理を引き続き、行っていく必要があります。		●「ちよだみらいプロジェクト」を平成27年に作成後、進捗管理を毎年実施。 ●「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた生物多様性の推進に関連する取組みの継続が必要であるが、新基本計画を策定しないことから、計画期間の令和6年度までをめぐりに取組みを継続していく。 （令和4年度に策定を予定している総合計画において、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応している必要性があることなどから、基本計画を策定しないとしている（企画課）） 【削除】 令和4年度に策定を予定している総合計画において基本計画を策定しないとしていることから削除する（企画課）
	⑨緑の基本計画・緑化推進要綱の改定	緑の基本計画を改定し、生きものの生息環境のネットワークに配慮するなど、生物多様性の視点による緑化の考え方を盛り込みます。また、緑化推進要綱を改定し、在来樹種や生きものの生息に適した樹種の使用など、生物多様性に配慮した緑化の基準を追加します。	◆景観・都市計画課 環境政策課	区の生きものの生息状況や生物多様性を踏まえ、緑の基本計画等の改定の検討を進めます。	○大規模開発などの計画における千代田区景観まちづくり条例に基づく事前協議の際に、外来種ではなく在来種を植樹するように指導を行っている。東京都環境局が示している「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」を参考に、設計者に助言している。 ●緑の基本計画の改定は千代田区都市計画マスタープランの関連部分と合わせることが望ましいことから、その改定に合わせて検討・協議することが必要。		●令和3年7月に緑の基本計画改定。「生物の移動等に配慮した、美しい景観を創る緑のネットワークの形成」を目指す。 【削除】 新「緑の基本計画」「緑化推進要綱」で担保する
			◆環境政策課 （緑化推進要綱）	緑化推進要綱に生物多様性への配慮事項を明記することについて検討します。	○新築の設計者に対し、在来種リストを窓口で配布し、在来種植栽を促進した。 ●努力義務であるため、まだ在来種を積極的に植栽するケースは少ない。引き続き在来種の植栽を促進していく必要がある。	●平成29年度、生物多様性への配慮事項を明記するため、緑化推進要綱を改正 ●住宅に関わる事業者と連携し、在来種植栽を促進する。 【削除】 新「緑の基本計画」「緑化推進要綱」で担保する	
	⑩緑化助成制度の拡充	生物多様性に配慮した屋上緑化や壁面緑化などの促進のため、ヒートアイランド対策助成制度を拡充します。	◆環境政策課	区民の緑化に対する助成制度の活用を推し進めるとともに、生物多様性の観点から在来種の使用を推進します。	○緑化助成の相談の際に、在来種の活用を案内した。 ●引き続き、ヒートアイランド対策助成を周知し、在来種の植栽を促進していく必要がある。		●区内事業者、学校等の施設を区内も持つ主体に対して、制度と活用によるメリットについて一層の周知を図る。 【継続】 生活環境の改善及びカーボンニュートラルに資することから<3-1>に位置付ける
⑪生きものを観察できる場所の整備	緑地帯、公園、河川などに生きものを観察できる場所を整備します。	◆道路公園課	生きもの観察できる場所を整備します。	○清水谷公園内に設置 ●規模が小さい公園等が多く、場所の選定が難しい。	○身近な場所での生きものと関わる場所について、「公園」が最も回答数が多く、次いで「河川や濠・池などの水辺」、「街路樹」であった。（設問Q12） ●公園や河川等での自然ふれあいの場の提供、整備を継続して行っていく必要がある。	●「市民参加型モニタリング」の調査結果を活かし、身近な生きものを観察できる場所を積極的に広報する。また教育機関や市民団体等に身近な緑地での観察会等の実施を働きかける。 【継続】 新規整備の機会をうかがうとともに整備された場の利用促進し、整備の効果を高めるため<1-3>に位置づける	

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部課における評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
行動計画5	⑫生きもの案内板設置事業	生息・生育する生きものなど、身近な自然を紹介する案内板を設置します。	◆道路公園課 (区有地)	公園内の樹木・草花・生きもの案内板や樹名板の設置を行います。	○設置継続 ●公園改修時に設置を検討していく。		●引き続き、改修時における設置を検討する。指定管理者制度を活用した公園等施設においては、指定管理者に設置を促す。 【継続】 生物多様性の認知度向上、自然ふれあいの推進に資することから<2-1>に位置付ける
		生息・生育する生きものなど、身近な自然を紹介する案内板を設置します。	◆環境政策課 (民有地)	事業者等の敷地への案内板の設置について課題を整理し、以下の点を含め可能性の有無を検討します。課題は以下の通り。 ①情報収集方法 ②整備にあたってのメリット・デメリットの整理や見本となる案内板の検討 ③生きもの情報の収集・管理・活用（項目⑨）と合わせて検討	○設置についての課題や手法について引き続き検討を行う。 ●民有地において生きもの案内板の設置を求めることは困難な側面がある。緑化指導の中で、樹名板の設置についての協力依頼が必要。		●緑化指導の中で樹名板設置の協力依頼をする。 ●生きもの情報を積極的に発信し、住民等の生きものへの関心を高める。 【継続】 生物多様性の認知度向上、自然ふれあいの推進に資することから<2-1>に位置付ける
行動計画6	⑬外来生物への対策や愛護動物の遺棄の禁止	オオクチバス、ブルーギル等の特定外来生物や、在来生物の生息・生育を脅かすミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニなどの外来生物の放逐禁止、愛護動物の遺棄の禁止を周知徹底させていきます。また、外堀（弁慶濠、牛込濠、新見附濠）などで、オオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物の駆除に、関係機関と連携して取り組みます。	◆地域保健課 【動物の適正飼養ガイドの作成・配布】	既存のガイドブック（ペットとしあわせに暮らす）の内容を、最近の猫を取り巻く地域状況の変化や動物愛護法の改正を踏まえたものとし、要点を絞ったわかりやすいパンフレットを作成する。	○平成28、29年度発行の犬および猫のリーフレットを関係団体、動物病院、保健所窓口等に配布した。 ●一概に生物多様性といっても保護動物、愛護動物、野生動物、特定動物など、複雑な状態にある。行政側の取扱いがそれぞれ異なっており、取扱いの範疇や限界に違いがあるため、対応に苦慮している。	○外来生物対策として最も重要な手段について、「外来生物の駆除」の回答率が約35%と最も高かった。次いで、「外来生物に関する法律やその他の規制に関する周知」、「ペットや植物の適正な管理の啓発」であった。（設問Q15）	●引き続き外来種への関心を高める取組を行う。 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから<1-1>に位置づける
			◆地域保健課 【愛護動物の遺棄等に関する理解の普及】	愛護動物の遺棄の禁止についてホームページを活用し、普及啓発に努める。	○東京都との連携により対応している。 ●愛護動物遺棄の情報周知は行っているが、ビジネス街等、本来愛護動物の生息が考えにくい場所で保護される個体も少なくないことから、実際に遺棄をなくすというところまでには至っていない。		●引き続き愛護動物遺棄の情報周知を行っていく。 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから<1-1>に位置づける
			◆道路公園課 環境政策課	国や都と連携した外来生物対策を検討し、実施していきます。また、外来生物に関する実態調査を実施します。	○検討継続 ●施設の改修にあわせ、検討していく。		●外来生物の実態調査を踏まえた注意喚起の案内の設置計画をたて、施設の改修スケジュールを踏まえて設置を進める。（目標設置場所設置数を明記するか） 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから<1-1>に位置づける

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部課における 評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
短期 目標 III	行動 計画 7	⑭神田川・日本橋川・内堀・外堀の水質改善	水質調査による監視を継続するとともに、環境省（内堀）、東京都（外堀及び神田川・日本橋川）、その他関係自治体などとも連携し、汚水流入抑制、水質浄化など、それらの河川・堀の水質改善に向けた取組み・働きかけを継続します。	◆環境政策課 【堀・河川の水質改善に向けた働きかけ】	外濠の水質改善のために、東京都下水道局が行っている水質改善事業（外濠流域合流式下水道改善整備事業）、外濠（市ヶ谷濠・弁慶濠・新見附濠・牛込濠）の浚渫工事に対し、協力をを行います。	○水質改善の有効な施策として位置づけられており、浚渫との併用でより大きな成果が期待される。 ●東京都下水道局が行っている水質改善事業のため、水質浄化や水質改善の実態が直接見えづらい部分がある。引き続き、東京都やその他関係機関との連携を継続し、堀・河川の水質改善に向けた働きかけを行う。	●引き続き、東京都やその他関係機関との連携を継続し、堀・河川の水質改善に向けた働きかけを行う。 【拡大】 良好な生態系ネットワークの形成に欠かせないことから、主導的な立場の機関への働きかけ・機関との連携を強化する。＜1-1＞
				◆環境政策課 【河川・堀等水質調査】	環境監視の一環として、水質の環境基準適合状況と経年変化を把握するとともに、水質改善の資料とするため水質調査を行います。その結果は関係省庁に情報提供し、必要に応じ周辺区と連携し、水質改善の働きかけを行います。	○河川については、神田川流域6区による情報交換を定期的に行い、情報の共有化を図った。濠については、水質検査結果を環境省や東京都環境局等へ提供した。 ●河川は概ね環境基準を満たしているが、濠は参考基準を満たしていない場合が多い。これは下水の越流や流入水量の少なさが原因と考えられる。今後も引き続き、国や都に対し水質改善のために協力を求めていく。当区が「外濠の暫定的な水質改善対策」を行うには都建設局の財政面及び技術的支援と、新宿区・港区の同意が必要である。	
	行動 計画 8	⑮遺棄・放逐された愛護動物などへの対策	公園など区内の緑地に住みつき増えたことで在来生物の生息・育成にも影響を及ぼすネコについて、去勢・不妊手術費助成を継続します。また、ドバトやコイなど野外に生息する生きものへの餌やり禁止の周知徹底と理解を求める働きかけを進めます。	◆地域保健課 (助成の継続)	飼い主のいない猫に対する去勢・不妊手術費用助成事業を継続し、区内の飼い主のいない猫を減らしていきます。	○令和2年度も引き続き、飼い主のいない猫に対する去勢・不妊手術事業がスムーズに継続できた。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「ちよだ猫まつり2021」はオンライン開催となったが、周知の機会がより広範囲に拡大でき、これまでと異なる形で広く制度が認知された。 ●去勢・不妊手術事業の継続に関して、ボランティア団体への支援等が急務となっている現状にある。	●「ちよだ猫まつり」を継続開催し、制度への理解促進を図る。 ●関係団体（獣医師会や地域猫ボランティア等含めて）と連絡を密にとり、課題の共有及び新たな支援策の検討を行う。 ※去勢・不妊手術事業への助成実績は減少傾向にある。 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから＜1-1＞に位置づける
				◆道路公園課	公園等での餌やり禁止などの看板を設置していきます。	○餌やり等の申告に対し、速やかに看板等を設置し、餌やり禁止の周知徹底に努めた。 ●周知を進める一方で、その注意喚起の表現等により苦情が発生する場合もあるため、配慮した表現等が必要。	●注意喚起看板の設置・管理を継続するとともに、愛護動物の遺棄が進まないよう普及啓発する。 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから＜1-1＞に位置づける
				◆環境政策課	苦情対応として、給餌者に対し、ポスターや口頭での注意喚起を行います。	○ハトの餌やりに対する注意喚起ポスターを掲示し、周知を図った。 ●ハトの餌やりは、公道及び公園、マンション内や駐車場などで行われ、苦情に繋がっている。ふん害などの被害があるため、それぞれの管理者と協力して苦情対策を行っている。餌やりを行っている方も動物愛護の観点から行っていることもあり、一方的な禁止は難しい側面もある。	●引き続き、ポスターや口頭での注意喚起を行う。 【継続】 健全な生態系ネットワーク形成を図るために重要な取組であることから＜1-1＞に位置づける

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部署における評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案	
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み				
短期目標 IV	行動計画 9	⑩生物多様性の普及啓発の実施 【重点】	事業者や環境保全団体、大学などと連携し観察会やシンポジウムなどの生物多様性の普及啓発に関する各種イベントを積極的に開催し、区民や事業者に向けて、日常生活や事業活動で行える生物多様性の保全につながる取組みやその事例などを紹介します。	◆商工観光課	<p>1 消費生活支援事業（環境配慮賞）や商店会イベントを通じ、事業者や消費者に対し環境配慮行動への取組みを促す啓発活動を推進する。</p> <p>2 千鳥ヶ淵ポート場について、環境イベントや環境教育の場としての積極的活用を、関係部署と連携して検討していく。</p>	<p>○度重なる緊急事態などにより感染症拡大防止の観点から施設を休場せざるを得ない状況であったため、十分な普及啓発はできなかった。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大によりポート場は休場している。コロナ禍での普及啓発が課題である。</p>	<p>○「生物多様性の言葉の意味を知っている」（設問Q1）と回答した割合は約70%であり、令和元年に内閣府が同様の設問で行った世論調査の結果（20.7%）より高い割合であった。</p> <p>○「生物多様性について、大切なことで関心がある」（設問Q2）と回答した割合は約81%であり高い割合であった。</p> <p>○「ちよだ生物多様性推進プラン」の認知度は、「知らない」の回答率が約71%で高い割合であった。「知っている、内容も見たことがある」の回答率は約10%であった。（設問Q4）</p> <p>○生物多様性の取組やイベントへの参加希望について、「興味があり、参加したいと思う」の回答率が約59%であった（設問Q9）。「参加しない」と答えた回答のうち、理由は「忙しくて時間がない」が最も回答が多かった（設問Q9-1）。</p> <p>●「生物多様性」への関心が高く、参加意識は高い。</p> <p>●一方で、様々な取組が「ちよだ生物多様性推進プラン」や関連計画、施策に基づくものであることが認識されていない。</p>	<p>●消費生活支援事業については、消費税の税率改定を踏まえた2か年時限事業として平成25～26年度で実施。</p> <p>【削除】 現在、消費生活支援事業（環境配慮賞）の制度を実施していないため削除する</p>
				◆環境政策課	<p>夏休みに小学生を対象に観察会を開催するなど、幼いころから生物への関心を持つようなきっかけづくりを行います。</p>			<p>○代替事業として作製した千代田区で見られる身近な生きもの下敷きについては小学校3～6年生に配布した。</p> <p>●自然観察会の開催方法について、新型コロナウイルス感染症の流行に対して有効な対策を講じながら行うことを検討する必要がある。</p> <p>【今年度の取組内容】 セミ羽化観察会：7月29日、8月4日 秋のどんぐり観察会：11月6日</p>
		⑪体験学習の充実	幼稚園、子ども園、小学校、中学校・中等教育学校において、校外学習などを通して自然に触れ合う機会を充実し、生きものを大切に作る心や態度を育成します。	◆指導課	<p>幼稚園、こども園においては、北の丸公園などへの遠足、小学校・中学校・中等教育学校においては、孺恋や岩井、大房岬の移動教室での自然に触れ合う機会や動植物に触れる体験活動を通し、生きものを大切に作る心や態度を育成します。</p>	<p>○コロナ禍における緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の内容によって、当初計画していた教育目的を達成できるよう、行先・実施日・体験時間の変更をし、各種体験を実施した。孺恋自然体験交流教室で予定していた交流先とは、野菜の収穫の様子を動画で紹介したり、収穫物を送付してもらったりして学習を継続した。</p> <p>●緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が実施されることで、営業停止となる施設が多いため、都内で自然体験、または、同等の教育効果が見込まれる代替案について、調査・検討を進めていく必要がある。</p>	<p>●体験学習の機会を継続的に提供する。</p> <p>●集合形式での体験学習の場の提供に加えて、オンラインでの体験学習、体験学習の成果発表、姉妹都市等との交流などの手法について調査検討を進め、実施する。</p> <p>【拡大】 主体間連携をさらに強化し推進することとして<1-2><1-3>に位置付ける</p>	

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部課における評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
短期目標Ⅴ	行動計画10	⑩主体間の情報ネットワークの構築 【重点】	事業者やその他主体と連携・協力し、各主体横断の連絡会などによって主体間のネットワークを構築します。 また、区内のだれもが、区内の生きものの生育・生息情報、事業者の生物多様性に関する取組み事例、観察会や環境イベントなどの情報を、発信、共有、活用できるシステムを構築します。	◆環境政策課	環境省や都及び事業者・区内の大学などを中心として、生物多様性の情報交換を行うネットワークを構築し、定期的な情報発信を行います。	○事業者と連携しながら、イベント「探してみよう！秋の植物、昆虫、鳥 つくってみよう！生きものMAP」の開催に向けて広報紙で情報発信ができた。 ●大学以外の事業者・団体等にも連携を拡大し、様々な視点からの情報を共有する場とする必要がある。	●大学・事業者・団体等との連絡会議を継続的に開催し、相互の情報発信に努める。 ●平成26年度に検討した情報共有のプラットフォーム（ホームページ）を開設し、区民・区内事業者等が生物多様性情報にいつでもアクセスできる仕組みを構築する。 【拡大】 情報発信拠点が不十分（区政アンケート結果）であり、生物多様性の理解及び取組への市民、事業者の参加を促す必要があることから<1-2>に位置付ける
		⑩生きもの情報の収集・管理・活用	大学・教育機関と連携し、区内の生物情報を収集・管理・蓄積することで、だれもが千代田区の生物多様性に関する情報を取得できるような環境づくりを目指します。 また、収集・管理した生きもの情報を集約し、生物多様性に関する地域情報として公表し、共有することで、千代田区の生きものの分布や生物多様性の現状を分かりやすく伝えていきます。	◆環境政策課	以下の課題についての検討を進め、情報収集と情報発信を行います。 ①情報収集方法 ②情報集約方法 ③情報発信方法 ④関連する取組み（⑩⑪など）との連携	○情報収集手段、参加者の年齢、見つけた生きものの種類等公表を行うことにより、経年変化がわかるような情報発信ができた。 ●外部の人も活用できる「生データ」の公開や、蓄積された生きものさがしの情報の活用方法等を検討する必要がある。	○区内生きものの情報、各団体の取組活動等の情報発信について、「あまり発信・共有されていないと思うので、増やしてほしい」の回答率が約63%と高かった。一方で「十分に発信・共有されていると思う」の回答率は約8%と最も低かった。（設問Q6） ○生物多様性に関する情報を知るきっかけについて「区の広報誌」の回答率が約48%と最も高かった。（設問Q7） ○生物多様性に関する情報の理想的な媒体について、「区の広報誌」の回答数が64と最も多かった。ついで、「SNS」、「公共施設での展示・配布物」であった。（設問Q8） ●生きものや取組活動への関心が高いものの、そのニーズにあった発信がなされていない。⑪の取組に関連し、紙媒体での情報発信が効果的である。また、誰もがアクセスできるプラットフォームの開設や公共施設等での情報提供のほか、事業者等と連携して情報発信をするなどの方策を講じる必要がある。

ちよだ生物多様性推進プラン（現行）の行動計画					行動計画に基づく事業計画及び庁内各担当部課における 評価・課題（庁内検証）	区政モニターへのアンケート調査からの検証	方向性案検討に当たっての評価 取組みの「拡大」「継続」「見直し」「削除」案
	項目（事業名）	内容	担当部署	取組み			
	㊤区民参加型モニタリング調査	区民参加型モニタリング調査を実施し、千代田区の生物多様性の現状と推進プランの進捗状況についてチェックしていきます。	◆環境政策課	<p>特定の生物（指標種）を同じ調査手法で長期にわたり調査し、その変化を把握するモニタリング調査を区民参加で実施します。特に以下の点を考慮します。</p> <p>①身近で親しみやすい指標種の選定 ②わかりやすい手引書の作成 ③データの活用方法</p>	<p>○身近な生きものに対して関心をもってもらう機会を提供出来ている。新規に募集した調査隊についても好評で、生きものさがしに対する感想を多くいただいた。</p> <p>●より多くの方にご参加いただくため、「生きものさがしガイド」「地球環境学習のチャレンジ集」のほかアプリを活用するなど他の手段を検討する必要がある。</p> <p>【今年度の取組内容】 実施期間：令和4年6月1日～10月31日</p>	<p>○「千代田区生きものさがし」の認知度及び参加希望度では、「知らなかったが、今後は参加してみたい」の回答率が約47%と最も高く、次いで「知らなかったし、今後も参加しようと思わない」の回答率が約19%、「知らなかった」の回答率の合計が約66%であった。（設問Q5）</p> <p>○「千代田区生きものさがし」に「参加したことがある」「知っている」の回答者で、知ったきっかけで最も回答率が高いのは「区の広報誌」（約50%）であった。次いで「学校からの配布物」（約20%）であった。「企業イベント」や「企業ホームページ」はそれぞれ0%であった。また「SNS」も約3%と低かった。（設問Q5-1）</p> <p>●参加希望の割合は高いものの「知らなかった」の回答の割合が高く、「千代田区生きものさがし」の認知度が低い。ニーズを把握し、今後効果的な情報発信方法を検討していく必要がある。</p> <p>●知ったきっかけでは、紙媒体によるものが多く、今後も紙媒体での情報発信を継続していく必要がある。加えて調査結果についても紙媒体での配布が普及啓発の観点から望ましいと考えられる。企業による情報発信は効果が低い（どの程度の発信が行われたか確認が必要）。</p>	<p>●区民参加型モニタリング調査が定着してきていることから引き続き継続して実施するとともに、生きものへの関心から保全活動などの取組へステップアップできる仕組みを構築する。</p> <p>【拡大】 区民参加型モニタリングを継続するとともに情報の蓄積・有効活用を図るため<1-2>に位置づける</p>